

第 519 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 7 年 7 月 3 日(木) 午後 1 時 00 分～午後 1 時 50 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 共用大会議室

出 席 者

(公益代表委員) 鈴木委員、中山委員、長谷川委員、水野委員(渡辺委員欠席)

(労働者代表委員) 安藤委員、上野委員、寺田委員、松下委員、松村委員

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、竹内委員、堀江委員、安田委員

(事務局) 小林愛知労働局長、高橋労働基準部長、佐野賃金課長、
佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、松永専門監督官、
水谷賃金指導官、白川賃金指導官、吉田賃金調査員、久保賃金調査員

議 題 (1) 愛知地方最低賃金審議会長、会長代理の選任について
(2) 愛知県最低賃金の改正決定について(諮問)
(3) 愛知県最低賃金専門部会の設置等について
(4) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
(5) 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の設置等について
(6) その他

議 事

○白川賃金指導官

審議会の開催にあたり事務局よりご案内いたします。

本日の審議会は、報道機関等の冒頭の撮影、地賃諮問文手交時の撮影及び諮問後の局長発言時の撮影を予定しております。

審議会の開会は、冒頭の撮影終了後といたします。

それでは、これより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき撮影を行ってください。

(冒頭撮影)

○白川賃金指導官

それでは撮影のほうはよろしかったでしょうか。ありがとうございます。

それでは冒頭の撮影が終了しましたので、ただいまより第 519 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆さんにおかれましてはご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます

ございます。委員の出欠状況でございますが、

公益代表委員は、渡辺道彦委員が欠席され、4名のご出席、労働者代表委員は5名全員のご出席、使用者代表委員は5名全員のご出席となっております。本日は14名の委員がご出席されておりますので、委員総数の3分の2以上となり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしていることを併せてご報告させていただきます。

議事に先立ちまして、会長及び会長代理が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます、私、賃金指導官の白川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料1から7を配布しております。なお、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。

本日は、第50期愛知地方最低賃金審議会委員による、令和7年度の第1回目の審議会となります。

これより委員の皆さまをご紹介させていただきます。会議資料の資料1として第50期委員名簿をお手元にお配りしております。お名前をお呼びし、ご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員の方からご紹介させていただきます。鈴木進也委員、中山徳良委員、長谷川ふき子委員、水野有香委員、以上4名の皆さまです。

次に、労働者代表委員をご紹介させていただきます。寺田昭委員、松下克裕委員、松村実委員、安藤知子委員、上野都砂子委員、以上5名の皆さまです。

次に、使用者代表委員をご紹介させていただきます。岡安良康委員、古閑賢三委員、堀江公仁子委員、安田朗子委員、竹内弘一委員、以上5名の皆さまです。

なお、事務局となります愛知労働局職員につきましては、資料2として名簿をお配りしております。名簿の配布をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、本年度第1回目の最低賃金審議会の開催にあたりまして、愛知労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○小林局長

皆さん、こんにちは。愛知労働局長の小林でございます。

本日は、第50期愛知地方最低賃金審議会の令和7年度の第1回目の会議でございます。お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、最低賃金制度の推進を含めまして労働行政につきまして、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことをこの場をかりて厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、我が国の経済社会を巡る状況でございますけれども、エネルギー価格の高

騰、それから物価上昇等がずっと続いているということ、それからアメリカの関税政策など、注視すべき要素が様々ございます。

そのような中でございますけれども、国民の最大の関心事項の一つ、賃上げという事だというふうに考えてございます。

こうした状況を踏まえますと、最低賃金の改定を巡る審議におきましては、委員の皆様方には、気候的にお暑い中、大変ご苦労をおかけすることになろうかと思いますけれども、この審議会で充実した審議が行われますよう私も努力してまいりたいと思いますので、是非ともよろしくお願ひ申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○白川賃金指導官

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

議題（1）「愛知地方最低賃金審議会長及び会長代理の選任について」です。

以後、着座にて失礼いたします。

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」とされております。当審議会におきましては、従来から公益代表委員の互選結果をご承認いただくことが慣例となっております。

今回もこの方法でご承認いただくというかたちでよろしいでしょうか。

(承認)

○白川賃金指導官

ありがとうございました。

それでは、選出方法につきましてご承認をいただきましたので、公益代表委員の互選結果をご報告させていただきます。

会長に中山徳良委員、会長代理に鈴木進也委員が選出されたとのご報告をいただいております。皆さまご承認いただけますでしょうか。

ご賛成の方は拍手でご承認をお願いいたします。

(拍手)

○白川賃金指導官

ありがとうございました。

ご承認いただきましたので、会長、会長代理の席に名札を置かせていただきます

す。事務局は準備をお願いします。

(会長、会長代理の札を置く)

白川賃金指導官

それでは、会長にご就任されました中山委員にご挨拶をお願いいたします。

○中山会長

はい、皆さまこんにちは。

昨年度に引き続きまして今年度、会長を拝命することになりました中山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

50期という事で、こういうような節目が関係あるのかどうかよく分かりませんけれども、ちょうど節目の時に会長になったという事で、先ほど局長の話にございましたように社会状況、経済状況がなかなか厳しい状況にございますので、皆さんいろいろご意見をお聞きして今後議論を深めていきたいと思っておりますのでどうぞご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

○白川賃金指導官

ありがとうございます。

以後の進行につきましては、中山会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○中山会長

それではこれから、私のほうで議事を進めたいと思います。会議次第に沿って進めてまいります。

議題(2)「愛知県最低賃金の改正決定について(詮問)」に入らせていただきます。最低賃金の改正決定について、小林局長から諮問がございます。よろしくお願ひいたします。

○小林局長

それでは、諮問をさせていただきます。諮問文を読み上げさせていただきます。

愛労発基 0703 第 1 号

令和 7 年 7 月 3 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知労働局長 小林 洋子

最低賃金の改正決定について（諮詢）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、愛知県最低賃金(昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第6号)の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(令和7年6月13日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2025(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

お渡しをさせていただきたいと思います。

○佐藤主席賃金指導官

撮影される方は、撮影位置までご移動ください。

(謀問文手交)

(写真撮影)

○佐藤主席賃金指導官

この後、局長の発言がございますので、撮影される方は、こちらの場所へご移動いただきますようお願いします。

(各委員、傍聴人・報道機関に諮詢文(写)を配付)

○中山会長

お手元に諮詢文の写しは、いきましたでしょうか。

それでは、小林局長からご発言をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○小林局長

ただ今、令和7年度愛知県最低賃金額改定につきまして、諮詢をさせていただきました。昨年度は、当県の経済や雇用の実態、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告などを十分に参照したご審議を真摯に、また、極めて精力的に行っていただいたことに改めて感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。その結果50円引上げの1,077円となったところでございますけ

れども、審議会でのご意見、ご指摘なども踏まえまして労働局におきましては関係機関とも連携の上、改正された最低賃金額の周知、これに全力を挙げてまいりました。

今年度のことございますけれども、我が国におきましては成長型経済の移行を確実なものにするためには、まずは物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現していくことが必要であるという状況にあるというふうに思っております。

先ほど質問文のほうにも書かせていただいております、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」これは資料の 6 も付けてござりますけれども、この改訂版及び、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」これにおきましても賃上げについては触れられてございまして、「賃上げこそ成長戦略の要」という考え方方がこの二つの中で示されるところでございます。

この流れの中で、最低賃金の引上げにつきましても、これは今申し上げた閣議決定文書にもありますけれども、「適切な価格転嫁、それと生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。」こういう方針が、いま申し上げた閣議決定の中で盛り込まれているところでございます。

そのため、政府といたしまして「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」この計画に定めます価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上等の施策パッケージ、これを実行することとしているところでございます。

最低賃金の引上げに関しましては、個々の企業が賃金引上げをしやすい、その環境整備を図っていくことは非常に大事だというふうに思っております。

私ども愛知労働局におきましては、設備や人への投資による生産性向上、それから非正規雇用労働者の待遇改善、これらなどを通じまして、労働市場全体の「賃上げ」を支援するため、「賃上げ」支援助成金パッケージの周知、活用促進を図ってまいります。また、併せて関係機関と連携した価格転嫁対策の取組をしっかりと行っていくことを通じまして、賃金全体が上がっていき最低賃金も併せて上がっていく、そういうような環境整備に向けた取組を行ってまいりたいと思っております。

こういった政府全体としての取組を含めました閣議決定がござりますけれども、この閣議決定された方針にご配意いただきながら、また、出来るだけ早期に、出来ますれば 10 月 1 日の発効を目指した、そういうかたちのご審議をお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○白川賃金指導官

ありがとうございました。

報道機関の皆様に申し上げます。撮影の時間はここまでとなりますが、よろしかったでしょうか。ありがとうございます。

○中山会長

ただいま局長のほうから諮問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会として愛知県最低賃金の改正について、今後、真摯に審議を行っていきたいと思います。

続きまして議題（3）「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の設置等について」に入ります。愛知県最低賃金の改正決定に関する審議につきましては、最低賃金法第25条第2項に基づき、専門部会を設置して審議することとなっております。

愛知県最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等について、専門部会委員の推薦公示及び関係労使の意見聴取をあわせて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

賃金課長の佐野でございます。着座にて説明をさせていただきます。

専門部会の設置は、最低賃金法第25条第2項に基となる規定があり、最低賃金審議会令及び最低賃金法施行規則で定めるところにより設置することとなります。まず、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められた時は、専門部会を置かなければならぬとされています。専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項で公労使同数とされ、最低賃金審議会令第6条第1項により、委員数は9人以内とされています。このため、公労使各3名の委員により組織されることとなります。労働者及び使用者代表である委員は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから愛知労働局長が任命します。委員の推薦に係る公示は、本日から7月17日（木）までの15日間行います。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聞くことになっており、意見を聞く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を本日から7月24日（木）まで22日間行います。説明は以上となります。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等があればお願いいたします。

（ 質問等なし ）

○中山会長

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、議題(4)「愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(詮問)」に入ります。

特定最低賃金の改正に関する申し出状況について事務局のほうから説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

はい、本年3月24日に労働団体である、日本労働組合総連合会愛知県連合会から、6件の特定最低賃金の改正について意向表明がなされました。そして、本年6月23日に同連合会から愛知労働局長に対し改正5件にかかる申出書の提出がありました。

資料の3ページの資料No.3をご覧ください。改正の申し出のあった産業・業種は、この表にある5件であり、新設の申し出はありませんでした。

ただ今より順に正式な名称を読み上げます。

1. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 平成20年愛知労働局公示第3号
2. 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 同公示第4号
3. 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 同公示第5号
4. 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金 同公示第6号
5. 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金 同公示第9号

以上です。

○中山会長

ただ今事務局のほうより、特定最低賃金5業種についての改正決定の申し出があったと報告がございました。これに関して、小林局長から諮問がございます。

○小林局長

それでは、諮問をさせていただきます。

愛労発基 0703 第 2 号
令和 7 年 7 月 3 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳良 殿

愛知労働局長 小林 洋子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（ 詰問 ）

令和7年6月23日付けをもって申出代表者日本労働組合総連合会愛知県連合会会長可知洋二から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり下記5件に関する申出があったので、同法第21条により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める

なお、改正の申出がありました特定最低賃金の5件につきましては、先ほど事務局から説明したとおりでございますので、繰り返しになりますので、読み上げは省略させていただきます。

では、お渡しさせていただきます。

（ 詰問文手交 ）

（ 各委員、傍聴人・報道機関に詰問文(写)を配付 ）

○中山会長

ただ今、局長のほうから詰問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会として5業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行うこといたします。

次に、議題（5）「愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の設置等について」に入ります。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、従来から、愛知地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定により「検討小委員会」を設置して審議しております。本年度も「検討小委員会」を設置して、改正決定を審議することとしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

（ 異議なし、承認 ）

○中山会長

ご承認いただきましたので、検討小委員会の設置・運営について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

では、私のほうから説明させていただきます。

愛知地方最低賃金審議会運営規程を資料の4ページからの資料4として、検討小委員会運営規程を資料の6ページからの資料5としてお配りしております。検討小委員会の設置・運営についてご説明させていただきます。

資料4の愛知地方最低賃金審議会運営規程の第3条において、「会長は、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされ、資料5検討小委員会運営規程の第2条により、「委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。」とされています。これら規程によりまして、会長が委員を指名し、小委員会を設けることとなっています。

○ 中山会長

ただ今事務局から説明がございましたけれども、何か質問等があればお願ひいたします。

(質問等なし)

○中山会長

よろしいでしょうか。

それでは、検討小委員会運営規程第2条によりまして、検討小委員会委員を決定したいと思います。

事務局のほうからは、労働者側の被推薦者は、上野委員、寺田委員、松下委員、使用者側の被推薦者は、岡安委員、古閑委員、堀江委員と聞いておりますけれども、間違いございませんでしょうか。

(異論なし)

○中山会長

よろしいでしょうか。それでは、労働者側委員として、上野委員、寺田委員、松

下委員、使用者側委員として、岡安委員、古閑委員、堀江委員を指名いたします。また、公益委員は、鈴木委員、長谷川委員、そして私、中山の3名を指名します。委員の皆さんには、検討小委員会の円滑な運営につきまして、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは最後に、議題(6)「その他」となっておりますけれども、労使各側から何かございますか。

まず、労働者側いかがでしょうか。

○寺田委員

はい。

○中山会長

はい、ではどうぞ。

○寺田委員

はい、労働者側の寺田でございます。本年もよろしくお願ひいたします。

折角の機会ですので、労働者側の審議に臨む考え方、想い等を述べさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。資料につきましては、赤タブが付いている労側資料のほうをご覧いただければと思っております。

めくっていただいた1枚目です。まず、地域別最低賃金について4点申し上げたいと思います。

まず、1点目につきましては物価上昇、実質賃金についてでございます。

直近の2025年の5月の名古屋市の消費者物価指数は、みなさんご存じのとおりです。前年同月比で3.8%の上昇となっておりまして、2025年においては3%後半から4%台という高い水準で推移しているかというふうに思っております。その影響もあって実質賃金の指数につきましては前年比2.9%減というふうになっておりまして、労働者の生活は非常に厳しい状況が続いております。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の方も多くおりまして、その厳しい生活実態をしっかりと我々も直視しながら、物価上昇を考慮した引上げが必要であるというふうに考えております。

続いて2点目です。今年の賃上げの流れについてでございます。

本年の連合愛知の2025年の春闘の結果でございますけれども、回答を引き出した組合のうち約9割が賃金改善分、いわゆるベースアップを獲得しており、全体でですね、額・率ともに我々の中で比較可能な2013年以降で過去最高の水準となっているということあります。昨年に引き続き賃上げの流れは一層の広がりを見せている状況でございます。この賃上げの流れを最低賃金の引上げにつな

げて、組合のない企業で働く方々の労働条件の向上に波及させていくべきであつて、これが最低賃金の審議の本質であると考えております。

続いて、めくっていただいて3点目でございます。現行水準についてです。

昨年ですね、愛知県は1,077円となりましたけれども、年収換算するとですね約215万円という事で、まだまだワーキングプアの状態であるといえます。労働の対価として相応しい水準とするためにも、地域相場が示している様々な賃金水準も踏まえた最低賃金とする必要があると考えております。

続いて4点目です。同一労働同一賃金の観点です。

有期・短時間・契約等で働く方々の中には、最低賃金近傍で働く方々も多くおられます。最低賃金の引上げは同一労働同一賃金の流れを社会全体で後押しすることになり、愛知県労働者の約4割を占めておる有期・短時間・契約等で働く労働者のやりがい・働きがいの向上につながる重要なものです。ひいては生産性の向上につながるものと考えております。以上が地域別最低賃金についての考え方となります。

続いて、特定最低賃金についてでございます。まずはこれまでお伝えしてきたとおり、基本的な考え方の2点です。

1点目は、意義と目的でございます。特定最低賃金は法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムであって、未組織労働者に波及させることによって、賃金格差の是正につながることに加えて、人材確保、産業の健全な発展にとつながっていくことから特定最低賃金は重要な位置づけであるというふうに考えております。

続いて、2点目としては労働協約ケースで申出を行っている重要性についてです。労使が締結した企業内最低賃金を基礎として、産業全体の賃金の底上げ・格差是正の役割を果たしておってですね、今年度においても申出させていただいた5業種につきましては労働協約ケースで行っており、適用労働者数は約3割から7割を占める当該労使が合意した賃金協定、労働協約のもとで申し出たものでありますので、産業を取り巻く情勢や課題を熟知している当該産業の関係労使の意思を尊重する審議を労側としても強く求めていきたいと考えております。

続いてめくっていただいて、生産性と適正価格・適正取引、価格転嫁についてでございます。その特徴の重要性についてでございます。生産性向上と適正取引、価格転嫁と賃金の関係はこのような図になるかと考えております。価格改定、材料費だとか労務費をしっかりと価格転嫁することによって利益確保、利益増につなげて、その利益を公正に分配することによって生産性向上につながり、好循環が生まれるというふうに考えております。生産性向上に向けては賃上げも重要となりますが、その中でも特定最低賃金が有効な手段と考えております。労使で取り組むきっかけとなる企業の垣根を超えることにより、一企業では難しい取組み

が進めやすくなり産業全体の水準を上げることにより、人材確保の競争力向上につながるという事であります。これらのこととに寄与することが、産業全体で生産性向上を実現するためにも重要な位置づけと考えております。

最後に、適正取引、価格転嫁についてでございます。新たな成長を生み出す好循環を実現するためにも、中小企業や労働組合のない企業・分野において持続的な賃上げを実現することが重要であってですね、実現のためにも生産性向上と労務費を含めた価格転嫁の促進が必要であることは公労使で同じ認識の下、取り組みが進められてきたと思います。産業内の公正競争確保のためにも、適正な労務費の転嫁が非常に重要となってくると思いますので、その実現のためにも特定最低賃金の果たす役割は大きいと我々は考えております。

少し長くなりましたが、今年の地域別最低賃金、特定最低賃金の審議に臨む労側の考え方として述べさせていただきます。以上となります。

○中山会長

ありがとうございました。使用者側はいかがでしょうか。

○岡安委員

岡安でございます。よろしくお願ひいたします。

使用者側につきましても、物価上昇というところは労働者の生計費はもとより、企業の経営にも大きな影響を与えてございまして、これをまさしく価格転嫁という形でしっかりと転嫁をして、それを分配していくべきものだと認識しております。

ただ、この価格転嫁の状況が、先般の中企庁の発表された資料ですと、50%程度というような平均値が出てございますし、またサプライチェーンの層が深くなるごとに転嫁率が弱まっているという状況もございます。昨年の中央の審議で目安が示された際にはですね、主に生計費に重点を置いた方針、まあ数値を目安として出されたというふうに記憶してございます。これも一つ重要な考え方だなどは思うのですけど、一方で最低賃金の決定には3要素の中で通常の企業の賃金支払い能力というのもございますので、この点もしっかりと加味した議論をしていきたいなと思ってございますし、これもまた平均値で見てしましますとやはりですね、この価格転嫁のところにつきましては、各企業ごとにかなり差があるというふうに認識してございます。まあ平均値というのは指標として非常に重要なことだと思うのですけど、この価格転嫁の遅れている企業への配慮というものをしっかりと忘れずに考慮して議論していきたいなと思ってはございます。

特定最低賃金につきましては、お申し出いただいている部分につきましては、しっかりと真摯に審議を進めていくべきこととは考えてはございますけど、一点

ですね、ちょっと以前の報道で出た情報の中で、福岡厚労大臣からですね、介護職の検討という事を、活用を進めたいというようなことが以前、新聞記事で拝見しまして、これにつきまして政府として具体的な方法は労使の意見など踏まえて決めるというような報道がなされたという事が以前ありました。こういったことが、今回ちょっと特に諮問文の中では局長のほうからは出てございませんので、一報においては現状出でてはないところではございますけど、何かしら議論するべき点がありましたら、そういったものの議題提議もしていただけるといいのかなというふうに思ってございます。私からは以上でございます。

○中山会長

はい、ありがとうございます。

労使からご意見いただきまして、今後の議論で深めていけたら良いと思っておりますのでよろしくお願いいたします。他の委員の方から何かご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○佐野賃金課長

はい、資料目次の下に別途配布、、、とございますけれども、こちらについて説明させていただこうと思います。

別途配布資料の　でございます。こちらにつきましては、本年 6 月 9 日付で愛知県弁護士会より愛知地方最低審議会長あてに、「最低賃金の大幅な引上げ及び中小企業等への支援策の強化を求める会長声明」が提出され、中央最低賃金審議会に対しては、物価の上昇に対応するべく大幅な最低賃金額の引上げを内容とする答申を求め、愛知地方最低賃金審議会に対しては、中央最低賃金審議会の提示する目安に縛られることなく、愛知県の最低賃金の大幅な引上げの実施を求められております。また資料の最後のほうですけれども、政府に対しては中小企業等が無理なく賃上げすることができるよう、実効的な中小企業等支援策を強化することも求めておられます。

続きまして別添配布の　について説明いたします。本年 6 月 24 日付で全労連東海北陸地方協議会の議長より、愛知労働局長及び愛知地方最低賃金審議会長あてに、「歴史的な物価高騰のもとで最低賃金 1500 円以上への引上げと全国一律制を求める要請書」が提出されています。

めくったところに、項目記の下に、1 から 9 まで読み上げていきますけれども、その中で、

1 . 中賃の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために最低

賃金を1500円以上に引き上げること。

- 2.すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し地域間格差を是正するよう国に働きかけること。
- 3.審議会には、労働局から3要素を踏まえた審議ができるよう資料が提出されているが、「事業の支払能力」に関わる資料が多く偏りがある。憲法25条に基づく審議ができるよう、「労働者の生計費及び賃金」についても同等以上の資料を提出すること。
- 4.専門部会二者協議を含め全部公開するとともに、審議会や専門部会で女性や非正規労働者、学生が意見陳述をおこなう機会を設けること。また、すべての審議・協議の議事録を作成し全部を公開すること。
- 5.これまで、東海4県の審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法9条のいわゆる3要素を考慮して決められたのかもわからない。労働局長は審議会に審議経過とともに答申の額の根拠・理由の記載を求めること。審議会は、審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載すること。
- 6.大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年1回に限らず改定を行うこと。
- 7.社会保険料の減免など、最低賃金引き上げに欠かせない中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。
- 8.最低賃金審議会の日程や委員の改選などの情報を求めるものに、適宜それらを提供すること。
- 9.大幅に増加する労働行政の需要に対するために、公共職業安定所や労働基準監督署など都道府県労働局の正規職員を大幅に増員し、労働行政の態勢拡充・強化をおこなうこと。

と要請がなされています。

この要請にかかる全労連東海北陸地方協議会の2025年最賃キャラバン資料も添付させていただいております。以上です。

○佐藤主席賃金指導官

それでは続けて、主席賃金指導官の佐藤と申します。

私のほうからですね、今後の日程につきましては、中央最低賃金審議会の動向を踏まえて決定することになります。このため、同審議会の開催については、できるだけ速やかに皆さんにお知らせしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○中山会長

それでは、今後の審議につきましては、中央最低賃金審議会の動きを踏まえるとともにですね、この地域の愛知県の状況を踏まえても議論していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

他に、労働者側、使用者側、何かご意見がございますでしょうか。

(意見なし)

○中山会長

よろしいでしょうか、では、以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、第519回愛知地方最低賃金審議会を閉会といたします。

本日は、皆さまお疲れ様でした。

(令和7年7月3日) 第519回愛知地方最低賃金審議会 議事録